

職員の処遇改善の取り組み（福祉・介護職員等（特定）処遇改善加算について）

社会福祉法人つむぎでは、国による福祉人材確保のための制度を活用しています。従来の福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰに加えて、2019年秋に設けられた新制度に基づき処遇改善特定加算Ⅰを取得し、すぐれた福祉人材の確保に取り組んでいます。具体的な取り組みは以下の通りです。

キャリアパス制度

- （１）職員の職位・職責に応じた賃金体系を定め、経験や資格により昇給する仕組みをつくっています。
- （２）「利用者のニーズに応じた支援の充実のために、職員の技術向上と支援の専門性を高めること」を目標に、職員の研修に取り組めます。また、資格取得のための費用の一部を助成する制度を設けています。

賃金改善の取り組み（2019年度）

- （１）経験・技能のある障害福祉人材（※）に対して、毎月処遇改善手当を支給します。
※勤続10年以上の常勤・準職員の中で、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理士のいずれかの資格を有する者、またはサービス管理責任者として現に勤務する者（現場の支援を兼ねるものに限る）を想定しています。
- （２）その他の福祉・介護職員にも、毎月処遇改善手当を支給します（常勤・準職員）。
- （３）上記職員及びその他の職員（非常勤職員を含む）に対して、予算に応じて時給の上乗せや期末手当等を支給します。

賃金改善以外の取り組み

- （１）資質の向上
資格取得のための受講を支援します。
- （２）職場環境の改善
日々のミーティングや職員会議・デザイン会議等により職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に取り組んでいます。
- （３）その他
非正規職員から正規職員への転換に取り組んでいます。